

議案第227号

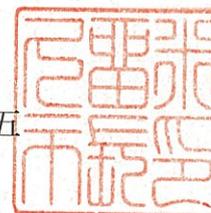
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

北野大刀洗都市計画特別用途地区の決定（久留米市決定）について

令和4年9月1日

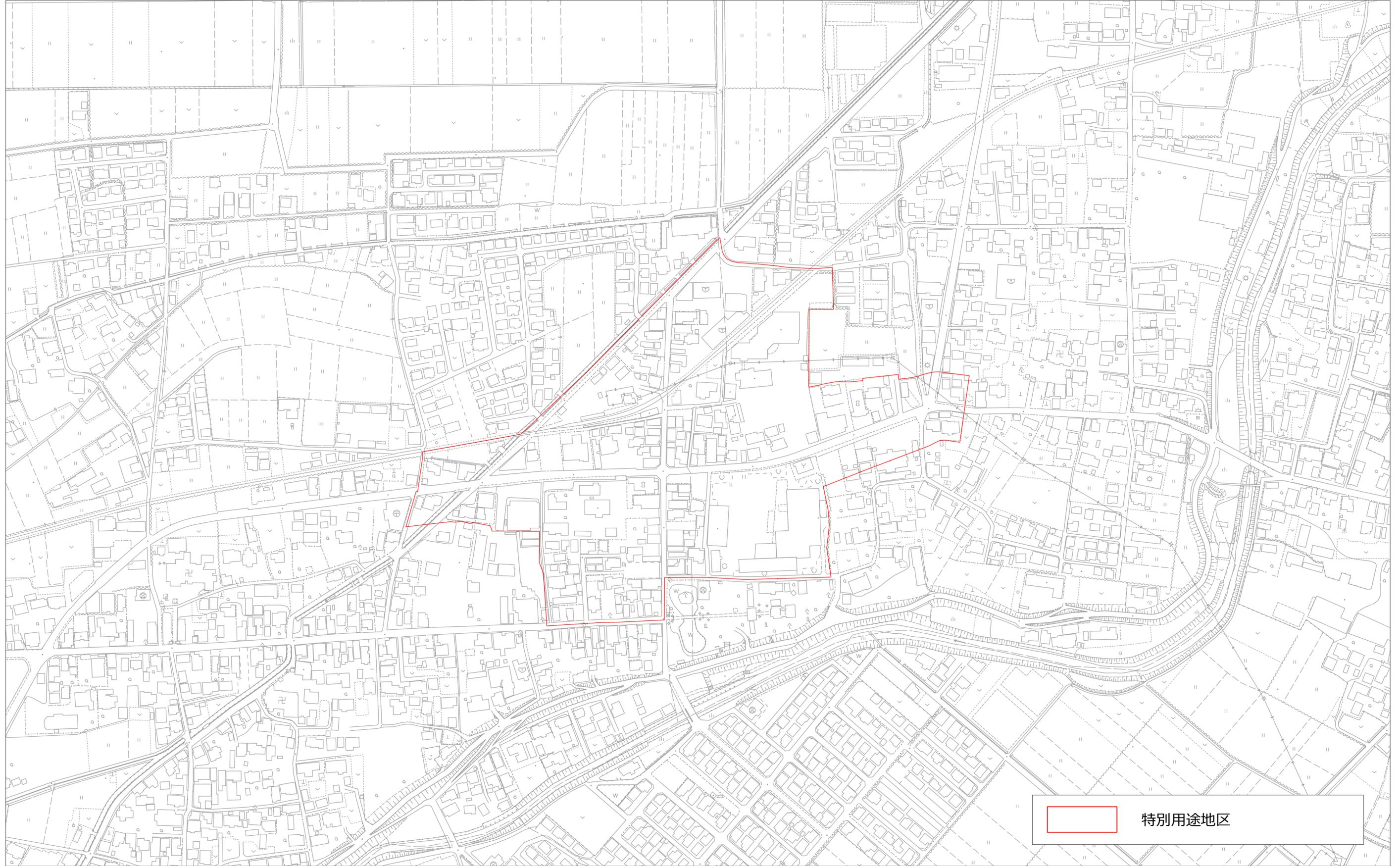
久留米市長 原口 新五





1:2,500

# 計 画 図



特別用途地区

0 100 200 300 400 500m

福岡県久留米市

## 北野大刀洗都市計画特別用途地区の決定（久留米市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 11ha	北野大刀洗都市計画区域内の近隣商業地域全域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市機能を集約したコンパクトな賑わいあふれるまちづくりへの転換を図るため、広域的に都市機能やインフラに大きな影響を及ぼす大規模集客施設について、その立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定するものである。